

# 防府市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

令和2年8月7日制定

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律の規定に基づき防府市再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）の策定のため、防府市再犯防止推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(最低基準)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 再犯防止の推進の基本的方針等に関すること
- (2) 再犯防止の推進に関する取組内容等に関すること
- (3) その他、推進計画策定に関して必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は別表の再犯防止に係る関係機関及び団体から推薦された者をもって充てる。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。
- 4 前条の各事項について、専門的分野から調査検討等を行うため、委員会に部会を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は委員長をもって充てる。
- 3 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議の出席を求め、意見若しくは説明をさせ又は必要な資料の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱日から令和3年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、防府市健康福祉部社会福祉課人権推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月7日から施行する。

別表

防府市再犯防止推進計画策定委員

区分	所属
国関係機関	山口地方検察庁 山口保護観察所 防府公共職業安定所 山口刑務所
司法関係団体	山口県弁護士会
県関係機関	山口健康福祉センター 山口中央児童相談所
社会福祉関係団体	防府市社会福祉協議会
地域協力団体	防府市自治会連合会 防府市民生委員児童委員協議会
民間協力団体	防府保護区保護司会 防府市更生保護女性会 防府更生保護協力雇用事業者の会
学校関係機関	防府市小学校長会 防府市中学校長会 山防地区高等学校生徒指導連絡協議会
市関係部署	防府市教育委員会学校教育課 防府市地域交流部市民活動推進課 防府市健康福祉部子育て支援課 防府市健康福祉部障害福祉課 防府市健康福祉部高齢福祉課